

○厚生労働省
農林水産省 令第一号

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）の施行に伴い、農業協同組合法の規定による消費生活協同組合又は医療法人への組織変更に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月二十三日

厚生労働大臣 加藤 勝信

農林水産大臣 齋藤 健

農業協同組合法の規定による消費生活協同組合又は医療法人への組織変更に関する省令の一部を改正する省令

農業協同組合法の規定による消費生活協同組合又は医療法人への組織変更に関する省令（平成二十八年農

生労働省
林水産省 令第一号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(組織変更の認可申請) 第一条 (略)</p> <p>2 法第八十九条第一項の規定により組織変更(法第八十八条第一項に規定する組織変更をいう。以下この項において同じ。)の認可を申請しようとする農業協同組合又は農業協同組合連合会(以下「組合」という。)は、認可申請書に次に掲げる書面を添付して、当該組合の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一〇八 (略)</p> <p>九 組織変更後医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類</p> <p>十・十一 (略)</p> <p>十二 組織変更後医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者となるべき者の氏名を記載した書面</p> <p>十三 (略)</p>	<p>(組織変更の認可申請) 第一条 (略)</p> <p>2 法第八十九条第一項の規定により組織変更(法第八十八条第一項に規定する組織変更をいう。以下この項において同じ。)の認可を申請しようとする農業協同組合又は農業協同組合連合会(以下「組合」という。)は、認可申請書に次に掲げる書面を添付して、当該組合の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一〇八 (略)</p> <p>九 組織変更後医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類</p> <p>十・十一 (略)</p> <p>十二 組織変更後医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面</p> <p>十三 (略)</p>

附 則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。